



福島医発第1802号(地)

平成25年10月25日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

鳥インフルエンザA(H7N9)の国内検査体制について

標記の件につきましては平成25年5月9日付福島医発第471号(地)により、医療機関において、鳥インフルエンザA(H7N9)が疑われる患者等を診察した場合、最寄りの保健所まで情報提供していただきますようお願いしているところです。

これまでのところ、国内において鳥インフルエンザA(H7N9)は発生しておりませんが、今後の発生に備え、福岡県保健医療介護部を通して厚生労働省健康局結核感染症課長より別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対し、標準的対応フローについて再度ご確認いただきますよう、周知方お願い致します。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

25保衛第2117号

平成25年10月18日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
社団法人 福岡県私設病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部
一般社団法人福岡県精科神病院協会

殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)

鳥インフルエンザ A (H7N9) に対する国内検査体制について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件については、「中国における鳥インフルエンザ A (H7N9) の国内検査体制について (情報提供)」の一部改正について (平成25年5月5日付25保衛第363号) により、医療機関において、鳥インフルエンザ A (H7N9) が疑われる患者等を診察した場合、最寄りの保健所まで情報提供していただきますよう周知をお願いしているところです。

これまでのところ、国内において鳥インフルエンザ A (H7N9) は発生しておりませんが、今後の発生に備え、厚生労働省健康局結核感染症課長から別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対し、標準的対応フローについて再度ご確認いただきますよう、周知をお願いいたします。



事 務 連 絡
平成 25 年 9 月 25 日

各 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

鳥インフルエンザ A (H7N9) の国内検査体制について
(再周知及び依頼)

海外において発生している鳥インフルエンザ A (H7N9) に対する国内検査体制については、「中国における鳥インフルエンザ A (H7N9) の国内検査体制について（情報提供）」の一部改正について（平成 25 年 5 月 2 日付厚生労働省健康局結核感染症課長事務連絡）によりお願いしているところです。

これまでのところ、国内において鳥インフルエンザ A (H7N9) は発生しておりませんが、今後の発生に備え、適切に対策が実施されるよう、その留意点について改めて周知することとしましたので、下記の内容を御承知の上、管内保健所及び地方衛生研究所をはじめとする関係者に周知するとともに、その実施に遺漏なきようよろしくお願いします。

記

1. 保健所は、医療機関から相談があった場合、発生地域への渡航歴、鳥や患者との接触歴、臨床経過など必要な情報を収集し、鳥インフルエンザ A (H7N9) ウイルス感染症である蓋然性について検討し、検査の必要性を判断すること。
2. 都道府県等は、地方衛生研究所で鳥インフルエンザ A (H7N9) の検査を実施する場合、上記 1 により保健所が検査の実施を決定した場合は直ちに当課へ報告すること。
3. 検査結果が陽性となった場合は、別添 1 の別紙 1「標準的対応フロー」に従って直ちに当課に報告すること。その際には地方衛生研究所より国立感染症研究所に検体を送付することとなるが、検体輸送の方法等については、症例ごとに当課に相談すること。また、保健所は積極的疫学調査を実施することとなるが、国立感染症研究所に対して実地疫学調査の派遣を依頼することが可能であること。なお、都道府県等においては、地方衛生研究所における検査結果の判定に当たって、検査方法・手技等が適切であったかどうか改めて確認するなど、慎重を期すること。

(参考)

別添 1 「中国における鳥インフルエンザ A (H7N9) の国内検査体制について（情報提供）」の一部改正について（平成 25 年 5 月 2 日付厚生労働省健康局結核感染症課長事務連絡）

別添 2 「鳥インフルエンザ A (H7N9) 疑い患者が発生した場合の対応に関する都道府県等・地方衛生研究所向け Q&A」（平成 25 年 5 月 22 日付厚生労働省健康局結核感染症課・国立感染症研究所）

事 務 連 絡

平成 25 年 5 月 2 日

各 { 都道府県
政 令 市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

「中国における鳥インフルエンザ A（H7N9）の国内検査体制
について（情報提供）」の一部改正について

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成 25 年政令第 129 号）等が平成 25 年 5 月 6 日に施行されるところである。

これに伴い、「中国における鳥インフルエンザ A（H7N9）の国内検査体制について（情報提供）」（平成 25 年 4 月 15 日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）の別添 1「鳥インフルエンザ A（H7N9）疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー」を別紙 1 に、別添 2「情報提供の際に使用する参考様式」を別紙 2 のとおり改正することとしたので、同年 5 月 6 日以降は、別紙に基づき情報提供していただきますようお願いいたします。

鳥インフルエンザA(H7N9)疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー(※)

平成25年5月6日版

インフルエンザ様症状の患者

※当該対応は、今後の状況により変更予定

医療機関

○38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状があり、症状や所見、渡航歴、接触歴等から鳥インフルエンザA(H7N9)が疑われると判断した場合、保健所への情報提供を行う。
○保健所との相談の上、検体採取(喀痰、咽頭拭い液等)を行う。

保健所

○都道府県等へ報告
○医療機関から患者検体を確保し、地方衛生研究所へ搬入

都道府県等

○地方衛生研究所で検査を実施する場合、厚生労働省へ報告

厚生労働省

地方衛生研究所

ORT-PCR(A,H1,H3,H5,H7) 検査実施

感染研への検体送付等の追加対応は不要

H7陽性

または

A型陽性かつH亜型不明*1

*1 H1,H3,H5,H7陰性

H5陽性

別途、国立感染症研究所へ連絡

報告

A型陽性かつH1orH3陽性

すべて陰性報告

保健所

○都道府県等へ報告
○医療機関へ報告

報告

都道府県等

○厚生労働省へ報告

報告

厚生労働省

保健所

○都道府県等へ報告
○医療機関へ報告

報告

都道府県等

○厚生労働省へ報告

報告

厚生労働省

地方衛生研究所

○保健所へ報告
○検体を国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センターへ送付

送付

国立感染症研究所

○亜型の確認
○厚生労働省(結核感染症課)への報告

陽性

厚生労働省

○当該都道府県等への連絡・調整
○省内対策本部の設置
○公表

報告

都道府県等

○医療機関へ報告

報告

医療機関

○保健所を経て、都道府県知事に確定例として届出

陰性

厚生労働省

○当該都道府県等へ連絡